

第 3 回 臨 時 町 議 会

平成 1 9 年

上砂川町議会第 3 回臨時会会議録（第 1 日）

4月24日（火曜日）午前10時00分 開会
午前10時10分 閉会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4月24日 1日間
- 第 3 議案第33号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について

○会議録署名議員

8番 柳 川 暉 雄
9番 森 国 三

開会の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は9名であります。

横溝議員は、所用のため欠席をしております。

理事者側につきましては、全員出席しております。

なお、4月の人事異動によりまして高橋町民生活課長、渡邊議会事務局長が本日の臨時会より出席しておりますので、ご紹介申し上げます。それぞれ簡単に自己紹介をお願いいたします。最初に、高橋町民生活課長。

○町民生活課長（高橋 良） おはようございます。4月1日付で町民生活課長を拝命いたしました高橋です。町民生活課については今回初めてだということいろいろ勉強しながら行政を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（貝沼宏幸） 次に、渡邊議会事務局長。

○事務局長（渡邊修一） 議会事務局長の渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（貝沼宏幸） 定足数に達しておりますので、平成19年第3回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） 直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、8番、柳川議員、9番、森議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

会期決定について

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

議案第33号

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、議案第33号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第33号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

本文の読み上げについては、省略することに決定いたしました。

それでは、副町長。

○副町長（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして議案第33号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い関係条項を改正するものでございます。

お手元に配付しております資料、上砂川町税条例の一部改正の主な内容により説明させていただきます。なお、本町では3番目にごございます国民健康保険税賦課限度額の引き上げと4番、(1)のバリアフリー改修住宅の固定資産税の軽減措置について影響が生じると見込まれますことを申し添えまして、内容説明に入らせていただきます。

1の住民税関係でございます。(1)の所得控

除における社会保険料控除の対象範囲の拡大でございます。外国の会社と雇用契約のある国内居住者が支払いいたしました社会保険料についても、所得控除の対象とするというものでございます。これは、日本とフランスの租税条約の改正に伴うものでございます。

次に、(2)の法人からの信託の受託者に対する町民税の納税義務化でございます。新信託法の制定によりまして、法人から信託を引き受けることにより法人税が課せられる個人で町内に事務所または事業所を有するものについて法人税割当額の町民税を課税できることとなったものでございます。

次に、(3)の上場株式等の譲渡所得に係る特例税率適用期間の延長でございます。経済活性化のため貯蓄から投資へ資金移動を促すため上場株式の配当・譲渡益に対しましては現在3.4%の税率を1.8%とする軽減税率が適用されておりますが、これを平成20年度まで1年間延長するものでございます。

次に、2の町たばこ税の特例税率の廃止でございます。平成18年7月1日からたばこ税の税率が1,000本につき2,977円から3,298円に引き上げられておりますが、現行は暫定措置といたしまして附則による特例税率で対応しているところでございます。このたびの改正によりまして、附則による特例税率から条例本則に改めるものでございます。

次に、3の国民健康保険税賦課限度額の引き上げでございます。国民健康保険税賦課限度額につきましては、介護納付金と医療費分に分かれておりまして、介護給付金につきましては平成18年度から8万円を9万円に引き上げたところでございますが、このたびは医療費分の引き上げであります。本町の場合保険税負担の公平を図るため地方税法の改正に合わせ引き上げを行ってきているものでございまして、平成9年に改正いたしました現行53万円から56万円へと3万円引き上げ

るものでございます。なお、対象者は15世帯程度と見込んでいます。

次に、4の固定資産税関係でございます。(1)のバリアフリー改修住宅の軽減措置の新設でございます。主に高齢化等に対応いたしまして、平成19年度から平成21年度の3年間のうちに自己負担額が30万円以上のバリアフリー改修工事をした場合、改修年度の翌年度分の固定資産税に限り床面積100平方メートルまでに相当する分の固定資産税額の3分の1を軽減する措置を新たに設けるものでございます。居住者の要件は、資料の から のとおり65歳以上から要介護認定または要支援認定を受けた者及び障害者の方方で、対象工事につきましては の廊下の拡幅から の床表面の滑りどめ化までのバリアフリー改修工事が対象となっております。

次は、(2)の鉄軌道用地の課税標準額の特例新設でございます。鉄軌道用地の評価額は、隣接する土地の3分の1で評価されているものでございますが、近年の駅構内建物の商業スペース化の利用多様化に伴いまして、建物の床面積の案分により求めまして、運送の用に供しない部分につきましては軽減措置を講じないとするものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては平成19年4月1日となりますが、住民税関係の(2)の法人からの信託の受託者に対する町民税の納税義務化につきましては信託法の施行の日から適用となるものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げにつきましては省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(貝沼宏幸) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成19年第3回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。どうも大変ご苦労さまでございました。

(閉会 午前10時10分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 柳 川 暉 雄

署 名 議 員 森 国 三

出席議員

議席 番号	氏 名	3 臨
		4.24
1	貝 沼 宏 幸	
2	堀 内 哲 夫	
3	高 橋 成 和	
4	大 内 兆 春	
5	川 上 三 男	
6	小 林 繁	
7	横 溝 一 成	×
8	柳 川 暉 雄	
9	森 国 三	
10	椿 原 満 春	

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 臨
		4.24
町 長	加賀谷 政 清	
助 役	貝 田 喜 雄	
教 育 長	樫 満 雄	
教育委員長	滝 田 潤 一	
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	
議会事務局長	伊 藤 伸 一	
総務財政課長	永 井 孝 一	
企画産業課長	林 智 明	
福祉保健課長	貝 田 喜 雄	
福祉保健課主幹	高 橋 良	
町民生活課長	山 本 丈 夫	
建設水道課長	高 木 則 和	
出 納 室 長	勝 又 寛	
消 防 長	川 下 清	
教 育 次 長	小 林 均	
町民保養施設長	前 田 厚	
老人保健施設長 町立診療所事務長 特別養護老人ホム施設長	是 洞 春 輝	

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 臨
		4.24
事 務 局 長	伊 藤 伸 一	
書 記	高 橋 真利子	